

Ⅶ 仲裁・ADR

1 はじめに

(1) 言及する出来事

「ADR(裁判外紛争解決機関)センター」(以下「当センター」という。)は、2001年5月9日付の「裁判外紛争処理機関(ADR)制度に関する報告書」を踏まえて、それまで存在していた「裁判外紛争処理機関(ADR)協議会」を発展的に解消する形で、2001年6月15日に設置された委員会である。当初の名称は「ADR(裁判外紛争処理機関)センター」であった。

当センターの設置要綱によれば、当センターの目的は次のとおりである。

- ① ADRについての諸問題を統一的に協議、調査すること。
- ② 仲裁センター等弁護士会が設置管理等関与しているADRの拡充プランを策定し、実施すること。
- ③ 外部の各種ADR関連団体と意見交換し、ADRの在り方について企画・立案すること。
- ④ 外部の各種ADR関連団体と連携、協働を図ること。
- ⑤ 各弁護士会ADRを支援すること。
- ⑥ 前各号に関連する諸活動

当センターは、各地の弁護士会の活動を基礎とし、複数の弁護士会が類似の活動を始めることによって、日弁連における1つの委員会として活動を始めかつ継続しているものである。本書の原則に反する側面があるうえ、他でも触れられることもあるが、弁護士会ADRの当初からの歩みに簡単に触れることを許していただきたい。

(2) 弁護士会ADRの発足

① 第二東京弁護士会(以下「二弁」という。)は、全国52の弁護士会に先駆けて、1990年3月15日に、あらゆる紛争形態に対応できる紛争解決機関として「仲裁センター」を発足させた。極めて激戦の会長選挙を勝ち抜いた1989年度二弁会長の田宮甫弁護士は、公聴会で会長候補者に仲裁制度への取組の意思を質問した原後山治弁護士を訪ねて、1989年度中に仲裁制度を発足させることを依頼した。原後弁護士は、二弁の民事訴訟改善研

究委員会の委員長に就任し、外にあってはイギリスの少額訴訟制度を視察し、内にあっては少額訴訟に対する裁判所や弁護士会の対応を検討するシンポジウムを開催するなどして、約束通りに「仲裁センター」を立ち上げた。

二弁の「仲裁センター」が1年足らずで立ち上がった背景には、立ち上げに関与した各弁護士の沸き上がるパッションがあった。二弁が有料法律相談を始めた際の担当副会長であった原後弁護士は、①「相談から仲裁へ」とのパッションを抱いていた。つまり、「法律相談をしていると、もう少し関与することができれば解決できると思われる紛争にたくさん出会う」という思いを抱いていた。建設省(当時)の中央建設工事紛争審査会の活動を通じて川島武宜教授の教えを受けていた原後弁護士は、弁護士会が紛争解決機関を運営することを考えたのである。原後弁護士のいう「相談から仲裁へ」という流れは、あらゆる民間の紛争解決機関においてみられるところであり、各種の相談件数とADRへの申立件数が比例している現実がある。申立件数増加方策の参考となるであろう。

後に最高裁判所判事に就任した那須弘平弁護士は、②「民事訴訟制度に対する改革の提言と実践」という希望を抱いていた。かつては、民事訴訟は時間を要するのが当然のように受け止められていたが、民事訴訟の迅速な解決こそが国民の権利擁護に資する、という考え方である。3回の審理回数や、争点を中心とした申立書の工夫などは、その後の民事訴訟法(以下「民訴法」という。)の改正や迅速審理に大きな影響を与えたと思われる。労働審判法(平成十六年法律第四十五号)15条2項が3回以内に審理を終結すると定めたのも、弁護士会ADRが3回前後の審理で解決をしている統計が大きな影響を与えたと考えている。

二弁仲裁センターを立ち上げたパッションの3つ目は、③「少額紛争の法的解決」である。弁護士報酬の基準を取り扱う事件の価額とすることが多いという現実から、少額紛争の解決に弁護士が手を差し伸べることは少なかった。「基本的人権の擁護」と「社会正義の実現」を使命とする弁護士は、少額紛争に目をつむることなく何らかの対応

をすることが求められていると言えよう。後述する震災ADRでは、仙台弁護士会でも熊本県弁護士会でも50万円以下の紛争が圧倒的な比率を占めている。

② 二弁仲裁センターは、当時の民訴法の第8編に「仲裁」が規定されていたことにより名称が決められた。どんな法律にも依拠しない新しい制度を立ち上げることに抵抗があったからであると言えよう。その後、二弁の試みは、大阪・新潟県・東京・広島・横浜(当時)の各弁護士会が実践するところとなり、さらに、第一東京・埼玉・岡山・名古屋(当時)・同会岡崎支部(当時)・岐阜県・島根県石見・京都・そして兵庫県の弁護士会が「仲裁センター」や「示談あっせんセンター」の名称で、裁判外紛争解決機関の運営を開始したのであった。当センターが発足した2001年6月時点では14弁護士会で15のセンターが運営されていた。

10年前の2009年1月では24弁護士会が27センターを開設していた。2018年12月現在は、同年10月1日に岩手弁護士会が「紛争解決センター」を開設したことを受けて、35弁護士会が38センターを開設するに至った。支部でもADRを運営している弁護士会があるので、センターの数が弁護士会の数より多い。

2 当センターの10年間の動き

(1) 例年の活動

この10年間で当センターの目的を達成するための活動として注力されてきたのは、いずれも毎年実施されてきた①全国仲裁センター連絡協議会の開催、②仲裁ADR統計年報(全国版)の発行、そして③全国弁護士会仲裁センター実務懇談会の開催である。

①全国仲裁センター連絡協議会は、かつては二弁が費用の全部を負担して開催してきたが、2003年から日弁連と弁護士会の共催となった。最近では弁護士会連合会も共催者として参加するようになっている。また2003年からは、②仲裁ADR統計年報(全国版)の編集・発行権も二弁から日弁連に移行された。統計年報は、弁護士会ADRの全国の実態を示すものとして、報告・研究活動に極めて有益であろう。連絡協議会は、各弁護士会が独自の課題や開

催時の全国的な課題を題材に選んで、自由な発想で運営されている。③他方、実務懇談会は、当センター委員のみならず、弁護士会の委員会の委員が参加し、さらに弁護士会ADRの運営に不可欠といえる事務局職員も参加して開催されるものである。事務局職員が公式に発言する場合はこの懇談会だけであるので、連絡協議会とは別に開催する独自の意義がある。

(2) 災害ADRについて

この10年間の当センターやその関係者の動きとして特筆すべきは、2011年3月11日に発生した東日本大震災と、この震災の被害者を救済すべく仙台弁護士会が立ち上げた「震災ADR」である。震災の初年度は、これまでどこも経験したことのない400件に近い申立てがあった。最終的には520件前後の紛争が申し立てられ、そのうち約62%が解決している。その後、2016年4月の熊本連続地震でも、熊本県弁護士会が仙台弁護士会の協力・指導を得て震災ADRを運営した。熊本県ではその後も申立てが続いている。この2例においては、弁護士会ADRへの申立件数が、現地の簡易裁判所への調停申立件数を遙かに上回っていることが銘記されるべきである。

2018年は、大阪北部地震・西日本豪雨災害・北海道胆振地震と、災害が各地で頻発することとなった。当センターは、2016年の熊本の連続地震の発生を受けて、弁護士会ADRの未設置会には弁護士会ADRの設置を、既設置会には災害ADRの立ち上げを勧奨してきた。2018年は、福岡県・岡山・広島・愛媛・札幌の各弁護士会が、各地の災害に応じて災害ADRの運営を始めたことも報告しておく。

なお、東日本大震災による原子力損害の賠償については、2011年の秋に「原子力損害賠償紛争解決センター」が活動を開始し、東京三弁護士会に所属する弁護士が紛争解決委員の中心的な位置を占めて、妥当な解決の実現を目指して活動している。

(3) 他の機関との連携等

当センターは各種の関係団体との連携・協働を活動の目的の1つとしており、2009年8月に、受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送への対応に伴って生じる民事紛争処理事業に各地の弁護士会から手続実施者を推薦した。また一般社団法人デジタル放送推進協会に当センターの渡部晃委員長(当

時)と山崎司平副委員長(当時)が運営委員として参画した。

金融商品取引法の2009年6月改正により、2010年10月から、各金融機関に紛争解決機関の設置が義務付けられたが、紛争解決機関を独自に設置・運営できない金融機関が弁護士会ADRに紛争解決業務を委託することが認められたので、各地の弁護士会が各地の金融機関と協定を締結して紛争解決業務の役割を担っている。東京三弁護士会と各弁護士会も、移管調停や現地調停の手法で東京の金融機関と地方の消費者間の紛争が解決できるように対処している。2014年にハーグ条約に基づく国内手続が開始されたのに合わせて、複数の弁護士会が外務省と業務委託契約を締結して、面会交流や連れ去り子の引渡し請求等の紛争について、「国際家事ADR」の名で解決に当たっている。他にも、当センターは、時宜を得た各種の連携を実行してきている。

当センターは2008年度から「医療ADR」の研究を開始し、高裁を管轄する弁護士会等で「医療ADR」を実践しているが、訴訟とともに相応の件数を処理している。

最後に、この間に日弁連ADR双書全6巻を刊行したことを報告しておく。

山崎 司平(第二東京)